

栃木市の平成23年度決算状況

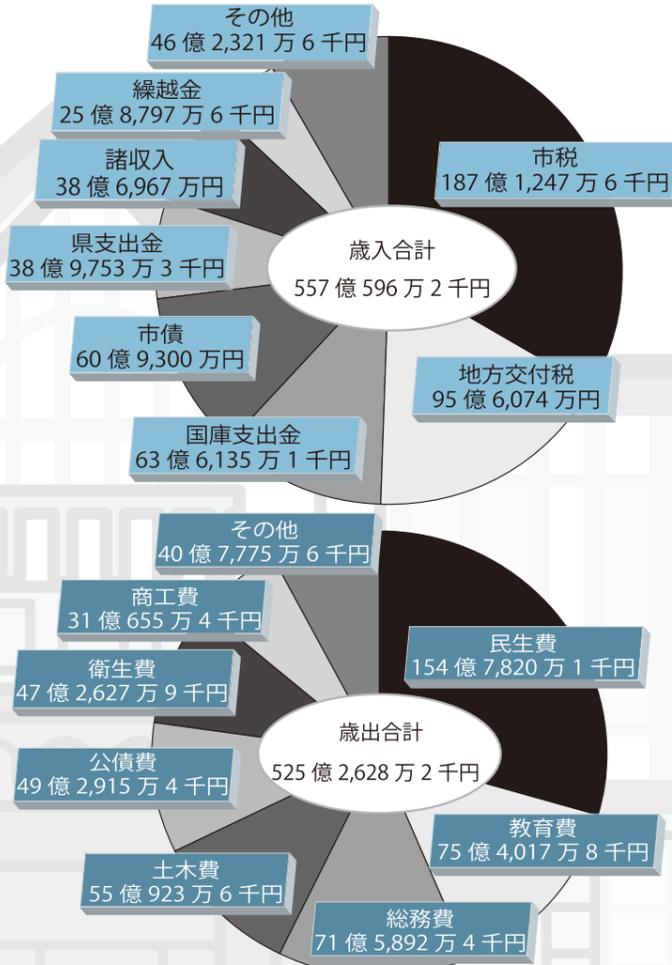
○一般会計の決算

平成23年度の一般会計の決算は歳入(収入)が557億596万2千円、歳出(支出)が525億2,628万2千円でした。差し引きは31億7,968万円の黒字でしたが、平成24年度で引き続き実施する事業に使う財源が2億3,017万9千円含まれているため、実質的な収支は29億4,950万1千円となりました。

歳入・歳出の内訳は左図のとおりです。

なお、決算は8月31日に市議会に上程しました。

◆問合せ 本財政課 ☎21-2302



○特別会計

区分	歳入	歳出
国民健康保険	16,093,972	15,548,915
後期高齢者医療	1,221,406	1,217,648
介護保険(保険事業勘定)	9,491,037	9,156,629
介護保険(介護サービス事業勘定)	35,133	31,584
下水道	4,017,549	3,947,396
農業集落排水	302,199	259,792
地域改善対策住宅新築資金等貸付	2,053	2,053
JR大平下駅前土地区画整理	143,549	118,117
医療福祉モール	30,399	27,761
中根企業用地	96,396	96,296
合計	31,433,693	30,406,191

○市債残高

一般会計		市債全体(一般会計・特別会計・水道事業会計)	
22年度末	23年度末	22年度末	23年度末
42,289,007	47,239,921	79,333,945	85,251,158

○市の収入を月給32万円のサラリーマン世帯に例えた場合

☆市税などの合計462億3,458万9千円を月給32万円に置き換え、各項目を換算しました。

市		サラリーマン	
(単位:千円)		(単位:円)	
歳入	計 55,705,962	収入	計 385,554
歳出	計 52,526,282	支出	計 363,547
繰越金	3,179,680	翌年への繰越金(月割分)	22,007

◆財政用語解説
★地方交付税
全国すべての市町村が

等しく一定水準の行政サービスを提供できるように、税収の少ない市町村に対して国税の一部から配分されるお金です。

★国庫支出金
特定の事業に対して国から支出されるお金です。

★市債
1年を超える借入金のことで、道路を造ったり多額の資金を必要とするときに、国や銀行からお金を借ります。

★臨時財政対策債
本来普通交付税として交付されるべき特別地方債です。元利償還金については後年度交付税として措置されます。

○健全化判断比率等についてお知らせします

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)に基づき、財政状況を算定しましたのでお知らせします。

平成23年度は、国の基準を下回っており、おおむね健全であるという結果になりました。

健全化判断比率にはそれぞれ早期健全化基準があり、これをひとつでも満たしていないと、財政活動の制限を受けます。なお、健全化判断比率については監査委員の審査が義務付けられています。

①一般会計の収支状況を表す

実質赤字比率	本市23年度決算	本市22年度決算	早期健全化基準
一般会計の赤字額	—%	—%	11.71%

標準的な一般財源の年間収入

一般会計の収支状況を表し、数値が高いほど悪化していることを意味します。平成23年度決算では赤字が発生していません。

②栃木市全体の収支状況を表す

連結実質赤字比率	本市23年度決算	本市22年度決算	早期健全化基準
一般会計及び特別会計の赤字額	—%	—%	16.71%

標準的な一般財源の年間収入

栃木市全体の収支状況を表す指標です。実質赤字比率同様、平成23年度決算では赤字が発生していません。

③市の借入金返済の状況を表す

実質公債費比率	本市23年度決算	本市22年度決算	早期健全化基準
借入金の定期償還にあたる金額	10.2%	10.6%	25.0%

標準的な一般財源の年間収入

借入金の返済額が年間収入に占める割合を表します。この数値が18%を超えると市債の発行が制限されます。

④将来にわたって見込まれる負担を表す

将来負担比率	本市23年度決算	本市22年度決算	早期健全化基準
市債残高+ごみ処理負担金・職員退職金などの将来負担見込み額	69.6%	72.5%	350.0%

標準的な一般財源の年間収入

この数値により一般会計が将来負担すべき金額が、標準的な年間収入の何年分に相当するかがわかります。本市は、69.6%で、約8.4カ月分に相当します。

監査委員の意見 健全化判断比率の審査を終えた監査委員から8月20日に意見書が市長に渡されました。

意見の要旨は次の通りです。

「本市財政は、適正に運営されている。しかしながら、経済の低迷に加え、東日本大震災の影響等、本市財政を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。については、自主財源の根幹である市税収入の確保に努め、財源の効率的かつ効果的な運用を徹底し、市民福祉の向上と市政発展のため、健全な財政運営を維持されるよう要望する。」

★一般財源
市税や普通交付税など使用目的が限定されない収入のことです。

★臨時財政対策債
本来普通交付税として交付されるべき特別地方債です。元利償還金については後年度交付税として措置されます。

★市債
1年を超える借入金のことで、道路を造ったり多額の資金を必要とするときに、国や銀行からお金を借ります。

★国庫支出金
特定の事業に対して国から支出されるお金です。

★市債
1年を超える借入金のことで、道路を造ったり多額の資金を必要とするときに、国や銀行からお金を借ります。

★臨時財政対策債
本来普通交付税として交付されるべき特別地方債です。元利償還金については後年度交付税として措置されます。

栃木市図書館計画(案)

吹上・寺尾・国府公民館
栃木図書館・大平図書館・都賀図書館・市図書館西方分館

本市では、合併により5つの図書館(栃木・大平・藤岡・都賀図書館、市図書館西方分館)ができました。各地域にどのように均一化した図書館サービスを提供していくか、また、地域の独自性をどのように生かした図書館運営を行っていくかについて、基本指針となる「栃木市図書館計画」の策定を進めています。

この計画(案)に対する皆さんのご意見・ご提案をお寄せください。

◆募集期間 10月1日(月)～26日(金) 必着

◆対象者 ○市内にお住まいの方 ○市内に事業所等を有する個人、法人等 ○市内に在勤、在学の方 ○市税の納税義務者 ○市施策に利害関係を有する方

◆閲覧場所 ○本庁生涯学習課(別館1階) ○市政情報センター(本庁舎3階)

○各総合支所地域まちづくり課 ○栃木・大宮・皆川・

お寄せください。

○郵送 〒328-8686 (住所記入不要) 生涯学習課 図書館担当あて

○FAX 23-7059

○メール tosho-sounmu@city.tochigi.lg.jp

◆その他 提出された意見等は後日公表しますが、住所・氏名等は公表しません。また、意見に対して、個別に回答しませんのでご了承ください。

◆本生涯学習課 ☎21-2734

お知らせ

下皆川・富田土地区画整理事業計画変更(案)の縦覧

栃木藤岡バイパス下皆川・富田土地区画整理事業の事業計画変更(案)を縦覧します。

◆縦覧期間 9月27日(木)～10月10日(水) 8時30分～17時15分(土・日、祝日も縦覧可)

定例教育委員会開催

10月の定例教育委員会を10月29日(月)14時から大平公民館(大平町蔵井)で開催します。

教育総務課 ☎21-2711